

令和4年度 保育利用のご案内

(保育園・認定こども園(2・3号認定子ども)の入園向け)

1 対象者

保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由に該当し、家庭においてお子さまの保育が困難な場合に、保育施設の利用を申込みできます。

保育を必要とする事由

- 就労している場合 (1か月あたり64時間以上の就労)
- 妊娠中や、出産後間もない場合 (出産月前2か月及び出産月後3か月以内)
- 病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合
- 親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合 (1か月あたり64時間以上の介護・看護)
- 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- 求職活動をしている場合(2か月間)
- 就学をしている場合(職業訓練校などでの職業訓練を含む) (1か月あたり64時間以上の就学)
- 虐待やDVのおそれがある場合

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

2 申込期限

入園時期は毎月1日です。(月途中の入園はできません)

申し込みは、その年の年度末まで有効となります。(次年度以降、入園を希望される場合は、都度お申し込みをしてください。)

【4月入園希望の場合】

受付期間：令和3年10月1日(金)～10月29日(金) (土、日、祝祭日を除く)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※利用調整(選考)結果のお知らせは、令和4年2月上旬予定

【5月～3月入園希望入園希望の場合】

受付期間：入園希望月の前々月末日まで(土、日、祝祭日を除く)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※前々月末日が閉庁日(土日祝日)であった場合、その前の開庁日が締め切りとなります。

※利用調整(選考)結果のお知らせは、利用希望前月の中旬頃

【参考】月別締切日等一覧

入園希望時期	申込締切日	利用調整時期	結果の連絡
4月①	10月末	11月～1月	2月上旬
4月②	2月末	3月上旬	3月中旬
5月	3月末	4月上旬	4月中旬
6月	4月末	5月上旬	5月中旬
7月	5月末	6月上旬	6月中旬
8月	6月末	7月上旬	7月中旬
9月	7月末	8月上旬	8月中旬
10月	8月末	9月上旬	9月中旬
11月	9月末	10月上旬	10月中旬
12月	10月末	11月上旬	11月中旬
1月	11月末	12月上旬	12月中旬
2月	12月末	1月上旬	1月中旬
3月	1月末	2月上旬	2月中旬

※4月②については、4月①の利用調整後、園に空きがある場合のみ選考が行われます。

3 申込方法

必要事項をご記入のうえ、下記の書類をお持ちください。

<提出書類>

教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)兼保育施設等利用申請書

【父】就労証明書等(保育の必要性を証明する書類)

【母】就労証明書等(保育の必要性を証明する書類)

※就労以外で認定を受ける場合は役場子育て支援課へご相談ください。

※熱で消えるペン、スタンプ印は使用しないでください。

<持ってくるもの>

印鑑(スタンプ印不可)

本人確認書類

【父】マイナンバーカード等(マイナンバーを確認できるもの)

【母】マイナンバーカード等(マイナンバーを確認できるもの)

【児童】マイナンバーカード等(マイナンバーを確認できるもの)

<提出先>

矢吹町役場 1階 子育て支援課 幼稚園保育園係 TEL0248-42-2230

受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日を除く)

4 保育施設

町内の保育施設は全て私立施設となっており、公立施設はございません。園によって保育方針や開所時間などが異なりますので、入園希望の園については、事前に見学することをお勧めします。

※見学は、直接園と日程調整を行ってください。

＜矢吹町以外の保育施設を希望される場合＞

矢吹町以外の保育施設を希望する場合も、矢吹町で利用申込をしていただき、市区町村間で協議を行います。そのため、通常の利用申込より時間がかかりますので、お早めにお申し込みください。

なお、保育施設が所在する市町村によって申込期限が異なりますのでご注意ください。

【参考】矢吹町内保育施設一覧表(令和3年度)

保育施設 延長保育時間及び利用料金							
認定こども園 野のはな			7:15～8:15	8:15～16:15	16:15～18:15	18:15～18:45	
	保育 短時間	月～土	日額100円	保育時間	日額200円	日額200円 ※土曜日なし	
	保育 標準時間	月～土	保育時間				
矢吹町 ひかり保育園			7:20～8:30	8:30～16:30	16:30～18:20	18:20～18:50	
	保育 短時間	月～土	日額200円	保育時間	日額300円 ※土曜日なし	日額200円 ※土曜日なし	
	保育 標準時間	月～金	7:20～8:30	8:30～16:30	16:20～18:20	18:15～18:50	月額2,500円 日額200円
		土	保育時間(※17:30まで)				
認定こども園 ポプラの木			7:15～8:15	8:15～16:15	16:15～18:15	18:15～18:45	
	保育 短時間	月～土	日額100円	保育時間	日額200円	日額200円 ※土曜日なし	
	保育 標準時間	月～土	保育時間				
イマジン ・レインボー			7:00～7:30	7:30～8:00	8:00～16:00	16:00～18:30	18:30～19:00
	保育 短時間	月～土	※	※	保育時間	※	※
	保育 標準時間	月～土	保育時間				
※1日250円(1ヶ月最大4,000円)							
サンライズキッズ 保育園矢吹町園			7:00～7:30	7:30～8:00	8:00～16:00	16:00～18:30	18:30～19:00
	保育 短時間	月～土	※	※	保育時間	※	※
	保育 標準時間	月～土	保育時間				
※30分600円							

5 保育時間について

<利用できる時間(保育必要量)>

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

- ・保育標準時間…保育が必要な範囲内で、1日最大11時間※まで利用可能
- ・保育短時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大 8時間※まで利用可能

◆父母のどちらかの要件でも保育短時間であれば、「保育短時間」での認定となります。

保育を必要とする事由	利用できる時間	
	保育標準時間	保育短時間
【月120時間以上の場合】		
①就労	○	○
④親族の介護・看護	○	○
⑦就学	○	○
②妊娠・出産		
③保護者の疾病・障がい	○	○
⑤災害復旧	○	○
【月120時間未満の場合】		
①就労	×	○
④親族の介護・看護	×	○
⑦就学	×	○
⑥求職活動	×	○
⑧育児休業中	×	○

※保育標準時間に該当する方が保育短時間を利用することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間を利用することはできません。

※該当する事由に変更がある場合は必ず、**変更する前の月の20日までに届け出**をしてください。

6 保育の必要性の認定に必要な書類

保育を必要とする事由や個々の状況によって、提出いただく書類は異なります。子育て支援課の窓口でよくご確認ください。※内容が事実と異なる場合は、認定等を取消すことがあります。

★(ひとり親世帯を除き)父母のどちらについても必要です★		
① 就労	雇用主がある場合 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	<input type="checkbox"/> 就労証明書【様式あり】 ※育児休業から復職した場合にも提出
	自営業の方 (自営手伝いを含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書【様式あり】 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール【様式あり】
	内職の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書【様式あり】 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール【様式あり】
② 妊娠・出産	出産月前2か月及び出産月後3か月	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(表紙、出産予定日の記載ページ) <input type="checkbox"/> 就労証明書【様式あり】(育児休業から復職した場合)
③ 保護者の 疾病・障がい	疾病の方	<input type="checkbox"/> 利用・継続に関する申立書【様式あり】 <input type="checkbox"/> 診断書又は医師の意見書(就労や育児が困難である証明)

	障がいの方	<input type="checkbox"/> 利用・継続に関する申立書【様式あり】 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等の写し
④ 親族の介護・看護		<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書【様式あり】 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール【様式あり】 <input type="checkbox"/> 障害者手帳や介護保険被保険者証の写し(介護の場合) <input type="checkbox"/> 施設通所証明等の利用状況が確認できるもの(施設通所付添の場合)
⑤ 災害復旧		<input type="checkbox"/> 利用・継続に関する申立書【様式あり】 <input type="checkbox"/> り災証明書
⑥ 求職活動	就労内定の方	<input type="checkbox"/> 上記「就労」欄の書類
	求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 誓約書兼求職活動報告書【様式あり】 ＊月64時間に満たない就労実績がある場合は、 加えて上記「就労」欄の書類
⑦ 就学		<input type="checkbox"/> 在学証明書兼申告書【様式あり】 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール【様式あり】
⑧ 育児休業取得時の継続利用		<input type="checkbox"/> 就労証明書【様式あり】
⑨ その他上記に類するなど特段の保育が必要な事情について必要な書類は窓口でご案内します。		
同居親族(保護者含む)に障害者手帳所持者や要介護1以上の認定者がいる場合(「保護者の疾病・障がい」又は「親族の介護・看護」の事由を除く。)		<input type="checkbox"/> 障害者手帳や介護保険被保険者証の写し

※利用申込時と状況が異なった場合は、最新の状況を証明する書類を再度提出してください。

※提出書類がすべて揃っていないと受付できません。また、提出された書類は、お返しできません。

※利用申込時点で、保育料等(卒園児等に係るものを含む)を未納している世帯は、利用調整で基本点数から減算されます。

【保育料算定に係る課税情報の確認について】

令和3年1月2日以降に矢吹町へ転入してきた場合、保育料を算定するために市区町村民税の課税情報を転入前の市区町村から確認することとなります。未申告により確認できない場合については、申告が必要となります。

対象者	備考
令和3年1月1日時点で矢吹町外に住居登録があった方	令和3年1月1日に居住していた市区町村に令和3年度の課税額に関する情報を調査させていただきます。 ※4月分から8月分までの保育料を算出するために必要となります。
令和4年1月1日時点で矢吹町外に住居登録があった方	令和4年1月1日に居住していた市区町村に令和4年度の課税額に関する情報を調査させていただきます。 ※9月分からの保育料を算出するために必要となります。

※課税額が確認できない場合は、保育料の算定ができません。

※課税額に変更のあった方は、変更通知書を提出してください。

7 利用者負担額(保育料)について

<利用者負担額(保育料)階層の決定>

保育園等の利用にかかる保育料は世帯の収入に応じて決定します。

保育料の算定は、4月分から8月分は前年度の市区町村民税を基に、9月分から翌年3月分は当年度の市区町村民税を基にそれぞれ保育料を算定しておりますので、9月に保育料が変更となります。

※未申告などの理由により市区町村民税の課税状況が確認できない場合、児童の年齢の最高額で仮決定として通知します。後日申告があり、課税状況が確認できた場合、次の月の保育料から変更します。

【保護者負担金(保育料)の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
← 前年度の町民税を基に保育料を算定					← 当年度の町民税を基に保育料を算定(9月に保育料変更)						

- (1)園によって保育料の違いはありません。(環境充実費等の実費徴収部分での違いはあります。)
- (2)保育施設の在園中は、実際の利用の有無に関わらず毎月保育料を納付していただきます。
- (3)保育料算定の基礎となる書類が未提出で保育料計算ができない場合は、最高額の保育料がかかりますのでご注意ください。

<利用者負担額(保育料)の納付先>

施設のタイプによって、支払い先が異なります。

【認定こども園・小規模保育園の場合】

各園へ直接納付してください。園のルールに従い、納期限に遅れないようお願いします。

【保育園の場合】

町教育委員会へ納付してください。納期限に遅れないようお願いします。

<町の利用者負担額の軽減策について>

(1)矢吹町による第3子以降以降児童の保育料無料化

認定こども園、保育園等に第3子以降の児童を就園させている保護者の負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を目的とする、第3子以降の子どものための教育・保育給付に係る保育料の無料化を実施しています。

該当する方には、申請書用紙を入園決定通知書に同封して送付いたします。

(2)副食費の助成について

給食の提供に係る費用(給食費)のうち国では、収入に応じて3歳から5歳児の副食費(おかず等)を無償としておりますが、町では収入によらず町内在住で認可保育施設に通う3歳から5歳児すべての方の副食費(おかず等)の全部又は一部を助成しています。

●令和3年度矢吹町保育料徴収基準額表(年齢は4月1日現在)

矢吹町では国が定める利用者負担の上限額の基準(月額)に対して、約54%を軽減した保育料を設定しています。

また、園によって保育料の違いはありません。

()内は第2子(未就学児から数えての第2子)

[]内は、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額

(単位:円)

階層区分	階層基準	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護	0	0	0	0
第2階層	非課税	0	0	0	0
第3階層	町民税均等割のみ	9,000 (4,500) 第1子[4,000] 第2子[0]	8,200 (4,100) 第1子[3,600] 第2子[0]	0	0
第4階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	12,000 (6,000) 第1子[5,500] 第2子[0]	11,200 (5,600) 第1子[5,100] 第2子[0]	0	0
第5階層	町民税所得割課税額 67,700円未満	15,000 (7,500) 第1子[7,500] 第2子[0]	14,200 (7,100) 第1子[7,100] 第2子[0]	0	0
第6階層	町民税所得割課税額 85,700円未満	20,000 (10,000) 第1子[9,000] 第2子[0]	19,200 (9,600) 第1子[9,000] 第2子[0]	0	0
	うち77,101円未満			0	0
第7階層	町民税所得割課税額 109,600円未満	27,000 (13,500)	26,200 (13,100)	0	0
第8階層	町民税所得割課税額 157,700円未満	34,000 (17,000)	33,200 (16,600)	0	0
第9階層	町民税所得割課税額 216,100円未満	38,000 (19,000)	37,200 (18,600)	0	0
第10階層	町民税所得割課税額 315,600円未満	41,000 (20,500)	40,200 (20,100)	0	0
第11階層	町民税所得割課税額 315,600円以上	41,000 (20,500)	40,200 (20,100)	0	0

上記の保育料のほか、園によって文房具代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。



9 利用調整(選考)結果の通知、入園まで

<選考の方法>

町があらかじめ定めた基準(P9～P11)に基づく優先順位にしたがって選考を行います。

結果について、4月入園希望者は2月上旬に、それ以外の方は入園希望月の前月中旬にお知らせします。

※利用調整の結果、いずれかの園で内定となった場合、他の園への申込みの効力はなくなります。

10 入園決定後の注意事項

(1) ならし保育について

お子さんが保育園に慣れるまでの期間は「ならし保育」を実施しております。「ならし保育」の間中は、保育時間が短縮となりますので、保護者の方にはご協力をお願いいたします。

「ならし保育」は、2週間から4週間程度ですが、お子さんの状況や園によって異なりますので、各園にご確認ください。

(2) 利用期間について

保育の必要性にはそれぞれ期間があり、その要件が発生している期間のみ保育施設を利用できます。

要件の期間が切れた場合は、新たに他の要件が発生しない限り、年度の途中であっても退園していただくこととなります。

家庭の状況や、就労の状況に変更がある場合には、必ず変更月の前月20日までに子育て支援課へ届け出てください。

また、届出を怠っていた場合、保育の必要性の事由及び保育の必要量(標準時間⇔短時間)について、変更月日まで遡及変更し、保育料及び延長保育料を追加徴収することもあります。

(3) お子さんの病気やけがなどにより1週間以上保育施設を休む場合

施設長にあらかじめ報告してください。ただし、保育料は通常どおりお支払いいただきます。また、休園期間が2か月を超える場合は、その理由によっては退園していただくこともあります。

(4) 育児休業に伴う在園児(兄姉)の取扱いについて(育児休業制度を利用する場合)

育児休業制度を利用する場合、在園児については、出産した当該年度の4月1日で5歳児は卒園まで、5歳児以外の在園児は、出産月から1年間は在園可能となります。この場合、「就労証明書」を子育て支援課に提出してください。出産したお子様が保育施設に入園できず、育児休業を延長する場合、延長した期間まで在園可能となりますが、再度「就労証明書」の提出が必要となります。

(5) 退園について

退園する場合は、事前に子育て支援課または保育施設へ『保育施設退園届』を提出してください。

(※事後の提出は認められません。)

なお、提出日までの保育料を負担していただくこととなりますのでご注意ください。

(6) 保育施設を利用中に他の保育施設に転園を希望する場合

在園中の保育施設は入園希望月の前月末で退園することとなりますので、子育て支援課または保育施設へ『保育施設退園届』を提出してください。(兄弟姉妹が利用する保育園等に申し込む場合等を除く。)

保育園、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用における調整のための基準
(保育園等利用調整基準)

1 基本的事項

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本点数」及びその他の状況に応じた(2)「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1) 基本点数

保育を必要とする事由に従い設定する。

ア 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。

イ 父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。

ウ ひとり親世帯(父母不在(単身赴任、行方不明、拘禁等)含む。)については、当該ひとり親点数と100点との合算を基本点数とする。

エ 父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。

(2) 調整点数

ア ①保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況及び④きょうだいの状況に応じて加減点する。

イ 基本点数及び調整点数が同一点数で並ぶ場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

2 基本点数表等

(1) 基本点数表

事由	細目	基本点数	保育できない理由・状況	備考
①就労	居宅外就労	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている。	
		90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている。	
		80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている。	
		70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている。	
		60	上記に該当しないが、月64時間以上働いている。	
	居宅内就労	90	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている。	
		80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている。	
		70	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている。	
		60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている。	
		50	上記に該当しないが、月64時間以上働いている。	
②妊娠・出産		60	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合。	出産月前2か月及び出産月後3か月
③保護者の疾病・障がい	疾病など	100	入院1か月以上(入園月中に入院予定があるものを含む)又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育を常時困難な場合。	
		50	疾病などにより、保育に支障がある場合。	
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	
		80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。	
		60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。	

④親族の介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合。	
	80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合。	
	70	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。	
	60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合。	
	50	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合。	
⑤災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。	
⑥求職活動	70	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	60	居宅外	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
		居宅内	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	50	居宅外	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
		居宅内	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	40	居宅内	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している。	
20	上記の世帯以外で、求職中である場合。		
⑦就学	80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合。	
	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合。	
虐待・DV	※	虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合。	
その他	※	保育の必要な事由に類するものとして教育委員会が認める状態にある場合。	

備考1 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の事由を採用する。

備考2 「①就労」の就労時間数は休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。

備考3 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

(2) 調整点数表

	内容	点数	該当する要件等	
①保育の代替手段	転園	兄弟姉妹が利用している保育園等に転園の申込をする場合。	5	
		保育園等を利用中の場合(前項目に該当する場合、もしくは転居・転勤により、やむをえず転園の申込をする場合を除く)	△5	
②世帯の状況	保護者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	「③保護者の疾病・障がい」を除く
		身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている場合。	3	
	同居親族に、身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合を除く)また、要介護1以上の認定者がいる場合。	1	「④親族の介護・看護」を除く	
	世帯に介護・看護が必要な同居親族が複数人いる場合。	3	「④親族の介護・看護」を除く	
	通信制大学、通信教育の学生である。	△5	「⑦就学」のみ	
	入園申込時点で、保育料等(卒園児等に係るものを含む)を未納又は滞納が2ヶ月以上となっている世帯。	△100		
	保育園の入園を申込している児童が、入園希望月の前1年以内に当該入園の申込をし、かつ、その調整後に当該入園を辞退している。	△10		
③就労状況	矢吹町外に居住している場合。(転入予定者は除く)	△30		
	単身赴任。(国外)	8		
	単身赴任。(国内)	6		
④兄弟姉妹の状況	就労状況に見合う収入がない場合。	△10～△40	厚生労働省福島県の地域別最低賃金額を下回る支払い額	
	兄弟姉妹が同時に申込をする場合。	3		
	すでに兄弟姉妹が保育園等を利用している場合。(転園申込を除く)	5		
⑤その他	兄弟姉妹に保育園等への利用及び利用申込のない未就学児童がいる場合。(当該児童が介護・看護の対象児童である場合・幼稚園の預かり保育を利用している場合を除く)	△4		
	保育士等資格保有者の保護者が町内に所在する保育所等に勤務している。	100	内定を含む。	
	家庭的保育事業等を卒園し、連携施設の保育所等の入所を希望する場合。	50		
	特に調整を必要と認めた場合。	※	当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。	

(3) 同一点数時の順位

1	矢吹町民である。(転入予定者を除く)
2	母子世帯もしくは父子世帯である。
3	基本点数が高い順。
4	保育料等の滞納がない者。
5	当該保育園等の希望順位が高い者。
6	保育の必要性区分による優先順位(①～⑩の順) ①災害復旧 ②児童虐待・DV ③疾病・障害 ④就労(居宅外) ⑤就労(居宅内) ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動(内定) ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩求職活動(未定)
7	保育所等の待機(保留)期間の長い者
8	養育している小学生以下の子どもが多い者。
9	収入のより低い世帯。

注意: 申込中に家庭状況に変更があった場合は、必ず子育て支援課幼稚園保育園係にご連絡ください。

入園決定後に、申込時と保育要件が異なっていることが判明した場合は、決定を取り消すことがあります。



【問い合わせ先】

〒969-0296 西白河郡矢吹町一本木101番地

矢吹町教育委員会 子育て支援課

TEL.0248-42-2230 FAX.0248-42-2138